

社会保障構想、教育制度構想、税制改革構想の点検・見直しに関するご意見

構成組織・地方連合会名： 自治労 、記入者(担当者)： 、記入日：

対象 ※プルダウンから 選択	ページ	項目	連合の原案	意見・修正案	【E列に修正案を記載した場合のみ】 修正理由
社会保障構想	P8	1.(5)社会保障	そのため、子ども・子育て支援については、社会全体で支えていく目的を踏まえれば、「子ども・子育て支援金」を見直し、公費による財源確保を検討する必要がある。その他の制度については、基本的には現行の枠組を堅持しつつ、「国民皆保険・皆年金」の下、医療・介護・年金の社会保障制度が持続可能となるよう、	<意見> 子ども・子育て支援金について社会保険料に財源を求めることは負担と給付の関係において疑義がある。市民全体で負担をする意味において税による徴収が相応しい。	
社会保障構想	P11	2.(4)	労働者にとっての健康の維持・増進には、1日の3分の1を過ごす職場の環境が大きな要素となる。長時間労働の抑止や夜勤負担の軽減をはじめ、ワーク・ライフ・バランスが確保できる勤務体制の確保、労働安全衛生の強化などが重要である。	<修正> ワーク・ライフ・バランスが確保できる勤務体制の確保、メンタルヘルス対策をはじめ労働安全衛生の強化などが重要である。	メンタルヘルス不調で休職する者や医療機関の受診者数も増加傾向にあることから加筆。
社会保障構想	P19	各論1.(1)③	一方、保護者の就業率の上昇や、保護者の就業を問わず、保育所などに通っていない3歳未満の子どもが保育施設を利用できる「子ども誰でも通園制度」の導入により、保育需要は当面増加が見込まれる。	<修正> 「子ども誰でも通園制度」の導入により、人員も含めた受け入れ体制の強化が急務となっている。保育需要は当面増加が見込まれる。	2026年から子ども誰でも通園制度が導入されることにより、保育需要の増加というより、受け入れ側の人員不足の顕在化や混乱が生じることが懸念されるため修正。
社会保障構想	P20	各論1.(2)①C)	「子ども家庭センター」を市区町村ごとに最低1ヶ所ずつ設置し、乳幼児期から思春期、青年期に至るまでのすべての子どもとその保護者があらゆる相談・支援サービスをワンストップで受けられるとともに、アウトリーチ機能を有する機関とする	<修正> 子ども家庭センターを市区町村ごとに最低1か所ずつ設置するとともに、その多岐にわたる業務に対応できる体制を構築し、	子ども家庭センターの支援メニューは非常に多岐にわたるため加筆。
社会保障構想	P33	3.医療保障(2)②b)カ)	カ)国民健康保険の財政基盤の安定に向けて、公費の充実をはかる。	<意見>国民健康保険の財政基盤は喫緊また将来に向けても極めて重要な課題であることから、特段の配慮を求めるところ。	

対象 ※プルダウンから 選択	ページ	項目	連合の原案	意見・修正案	【E列に修正案を記載した場合のみ】 修正理由
社会保障構想	P47	6.年金・所得保障 (2)1)	<u>c)第3号被保険者を縮小するため、</u>	<d)の後に、e)追記> 低年金・無年金の解消にあたり、国民年金保険料の免除は申請・申出ではなく、マイナンバーの活用など所得情報を確認のうえ、免除承認を自動的に行うシステムとする。	低所得者であっても、国民年金保険料免除申請を行わない場合が未だ多くある。また、免除申請勧奨のために多大な労力と財政が費やされており、職権免除の仕組みの法定化も含め、年金受給権確保のため、制度の見直しが必要と考える。
社会保障構想	総論			<総じての意見> 「全被用者への被用者保険の完全適用」「第3号被保険者廃止」については、それによる影響を慎重に検討する旨の記載を求める。自治体・運営側の負担増加や制度運用の複雑化も懸念されるため、十分な移行措置と財政的支援を確保することも不可欠といえる。	
教育制度構想	P4	Ⅲ.1. 入管法記載の 前に加筆	Ⅲ. 教育制度に関する現状と方向性 1. 教育費の無償化・学びの機会の保障	<u>&lt;修正案&gt;</u> <u>あわせて、健全な発育と生涯を通じた健康の維持に欠かせない正しい食習慣を身につけるためにも、学校給食を無償化し、地産地消、バランスのとれた献立、伝統料理の普及や残渣問題への対応などの実践が求められる。</u>	公教育における食育の重要性について加筆。
教育制度構想	P6	4.財源のあり方	教育制度の位置づけや、各財源の性格、実現可能性に鑑みて、教育にかかる費用は社会全体で負担すべきであり、税によって賄うのがあるべき姿である。	<修正> 教育にかかる費用は「 <u>給食費まで含めて</u> 」社会全体で負担すべきであり	公教育における食育の重要性について加筆。
教育制度構想	P9	2.義務教育(1)	主権者として、社会保障や税、労働法など働く者の権利と義務など働くことに関する知識を学ぶ機会を保障する。	<修正>主権者として、社会保障や税、労働法など <u>働く者の権利と義務も含めた、働くことによる社会参画について</u> 学ぶ機会を保障する。	義務教育においても働くことを軸とする社会のイメージを伝えるために加筆。
教育制度構想	P9	2.義務教育(2)	子どもたちが、政治や社会に関心を持ち、法治国家である我が国において法律と無関係でいられないことや、自らが主体的に政治参画していくことの意義について学ぶなど、主権者として必要な資質を育む。	<修正> 子どもたちが、政治や社会に関心を持ち、法治国家である我が国において法律と無関係でいられないことや、 <u>また地方自治体(地方政府)においても公共心を育みつつ、</u> 自らが主体的に政治参画していくことの意義を学ぶなど、主権者として必要な資質を育む。	「公共」について高等教育だけでなく義務教育段階でも課題とすること、地方における民主主義の実践を促すために加筆。

対象 ※プルダウンから 選択	ページ	項目	連合の原案	意見・修正案	【E列に修正案を記載した場合のみ】 修正理由
税制改革構想	P5	Ⅲ1. (1)	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、わが国のセーフティネットの脆弱性が改めて浮き彫りとなるとともに、緊急対応としての巨額の国債発行により、税財政は深刻化したが、その後の名目賃金や物価の上昇などを背景として、回復しつつある	<修正> 税財政は深刻化したが、その後の名目賃金や物価の上昇などを背景として、 <u>税込については回復も見られつつある</u>	回復しきったとの表現はどうか。
税制改革構想	P12	3. (3)	消費税は、景気の影響を比較的受けにくく高い財源調達能力を有する。全国民が広く負担をする消費税を、将来にむけての社会保障の安定財源として位置づけ、充当する社会保障の範囲を明確にし、段階的に引き上げていく。	<修正> 全国民が広く負担をする消費税を、将来にむけての社会保障の安定財源として位置づけ、充当する社会保障の範囲を明確にし、段階的に引き上げていく。 <u>その際は、国と地方の配分についてもあわせて検討する。</u>	消費税のあり方については国・地方一体となって議論が必要。
税制改革構想	P16	6. 3)	なお、消費税を社会保障財源に全額充当するため、地方交付税の算定から消費税(国税)を除外し、所得税・法人税の算定割合を増やす新たに相続税を加える。中期的には所得税の再構築や自然増収などを中心に必要な財源を確保することとするが、当面不足する財源については、国で責任を持って手当てする。	<修正> <u>～～除外する。ただし、地方交付税は自治体における社会保障費にも充当されていることから、その影響がないよう、所得税・法人税等の交付税算定割合を増やす。中期的には所得税の再構築や自然増収などを中心に必要な財源を確保することとするが、当面不足する財源については、国で責任を持って手当てするとともに、所得税・法人税の不安定性についても十分な対応を求める。</u>	地方における社会保障費の負担もあることから、その旨を記載。また、景気動向に左右されづらい消費税を交付税財源から除外する際の対応についても記載を求めるところ。
税制改革構想	P18	9.(1)のタイトル	(1)「新しい公共」による社会課題の解決	<修正> (1)「新しい公共」 <u>多様な主体との連携</u> による社会課題の解決 国内において多様な主体の参画を促すキーワードの一つが「新しい公共」である。「新しい公共」とは、公共サービスの提供あるいは社会的課題の解決はを政府や行政任せにするのではなく、NPO・NGOなどの市民組織、企業、協同組合などの事業団体、労働組合などの主体的な参加・協働によって進めていく <u>必要がある</u> ことである。「新しい公共」の推進による、市民の意志を反映した社会的課題の解決の広がりには、「働くことを軸とする安心社会」を実現する基盤としても重要であり、その担い手であるNPO法人などの活動を支援していくことが引き続き求められる。	「新しい公共」との言葉は現在あまり使用されていないため、「多様な主体との連携」とすべき。

対象 ※プルダウンから 選択	ページ	項目	連合の原案	意見・修正案	【E列に修正案を記載した場合のみ】 修正理由
税制改革構想	P37	2.(2)	(4)「国と地方の協議の場」などを活用し、地方財政計画の策定や地方交付税算定を行うなど、決定プロセスの透明化をはかる。	<修正> (4)「国と地方の協議の場」などを活用し、 <b>より自律的な地方財政制度の確立をはかる。</b> 地方財政計画の策定や地方交付税算定を行うなど、決定プロセスの透明化をはかる。	地方財政計画等まで含めた、より抜本的な制度設計の改善にむけて「国と地方の協議の場」を活用。
税制改革構想	P37	3.(2)のあとに(3)を追加	3. 地方分権の推進に向けて国庫補助負担金や交付金制度のあり方を見直す。	<追加> <b>(3)その際は、地方税への税源移譲や地方交付税による格差是正のあり方なども含めて検討を行う。</b>	一括交付金を地方交付税化した場合、不交付団体など財政力が比較的強い自治体には減額として現れ、税源移譲した場合は大都市圏に厚い配分となるため、いずれにしても格差是正調整が不可欠。
税制改革構想	P37	5.(1)		<削除> (1)「ふるさと納税制度」については、本来寄附金は経済的利益の無償の供与であることに鑑み、過度な返礼品の規制や個人住民税・法人関係税の特例控除の段階的な縮減など、制度・運用の両面において実効性のある改善をはかる。 <b>また、ふるさと納税の理念を周知徹底して、納税者や地方自治体における適切な制度活用を促す。</b>	①「居住地課税」という課税原則(受益と負担)にそぐわない、②地域の特産物の適正価格破壊と地場産業の自治体依存という歪みを生み出す、③一過性の予算増加・減少など税収の不安定さを招くなど、自治労としては基本的に廃止のスタンス。
税制改革構想	P39	1.①		<追加> いわゆる「当分の間税率」を廃止する。また、課税根拠を失っている自動車重量税を廃止する。 <b>その際は地方財政に影響を及ぼさないための措置を講じる。</b>	軽油引取税等の税収が一般財源化されているため、その減収は自治体財政全体に影響する。政府も当初、暫定税率分も含めた税率のあり方を税制抜本改革時に検討するとしていることから加筆。
税制改革構想	P40	2. タイトル		<修正> <b>2. 公共サービスを支える多様な主体を支援する税制</b>	「新しい公共」を言い換え。

再修正